

平成18年度第4回定例会
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成18年（2006年）7月7日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川快雄
	委員	名取紀美江
	委員	井関孝善
	委員	岡田英子
	教育長	山田雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤源照
	生涯学習部長	河野修
	教育総務課長	荒木純生
	教育総務課管理主幹	飯島博昭
	施設課長	井上正一
	施設課主幹	金子敬
	施設課主幹	梅村文雄
	学務課長	松村信一
	指導課長	梅原哲
	指導課教育センター担当課長	田原克人
	指導課副参事	坂本修一
	指導主事	中嶋建一郎
	社会教育課長	天野三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田勉
	社会教育課副参事（管理主幹）	細野信男
	社会教育課主幹	田中久雄
	スポーツ課長	田中哲夫

図書館長	手嶋孝典
図書館副館長兼図書館副参事	守谷信二
博物館副館長	畠山豊
公民館長	落合忠繁
ひなた村所長	小川和明
大地沢青少年センター所長	深澤泉
国際版画美術館主幹	河野實
書記	砂川聡
書記	堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第21号	町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第22号	町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第23号	町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第24号	町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程について	原案可決
議案第25号	町田市民文学館条例施行規則の制定について	原案可決

7、傍聴者数 2名

8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第4回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は名取紀美江委員です。よろしくお願ひします。

日程に従って進めてまいりたいと思ひます。

日程第1、月間活動報告。教育長から説明をお願ひします。

教育長 それでは、6月2日以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

6月につきましては、ご存じのように、市議会定例会が開かれております。定例会の関係については、本会議等々については割愛をさせていただきます。

表をごらんいただきたいんですが、6月3日に町田市表彰式が行われました。これについては3月議会で表彰の同意を得ているものでございます。自治功労だとか、そういうふうな関係です。

それから、あとは議会の方がずっと続きますが、21日に南成瀬小学校、たからじまというのがございますが、これについては、子どもの居場所づくりの1つで、市内で何校か行っておりますが、この日、お茶とお花の教室がございまして、見学をさせていただきました。地区の健全育成地区委員会ですとか、PTA、保護者会の方が中心になって行ったものでございます。

22日、通学区域の検討委員会が開かれました。これは(仮称)小山田東小学校新設に伴うもので、それに伴って、新しい学校の学区ですとか、あるいは忠生第一小学校、小山田小学校の通学区域の変更を必要といたしますので、検討委員会の第1回目を開いたものでございます。

24日、中学校科学教育センターの開講式が薬師中学校でありまして、ことし、27名が参加をしております。これは委員長あるいは委員の方々にもご出席をいただきまして、ごあいさつですとか、お話をいただいたところです。

28日に給食試食会とありますが、南成瀬小学校でありまして、小学校の給食試食には初めて石阪市長が出席をされたということで、100名を超える保護者の方の出席がございました。

29日、防災会議と国民保護協議会というのがございまして、防災会議については年2回ほど定例会を開いておりますが、当日は、8月に行います総合防災訓練の関係の内容でございました。

国民保護協議会というのは第1回目ということで、これは法律ができて、テロだとか、そういういろんなものに対して、市として保護計画をつくるというふうな内容のものでございます。国だとか東京都の計画に基づいて、それを参考に市がつくっていくという内容のものでございます。

30日は都市教育長会の生涯学習研究委員会、3つの研究委員会がございますが、どれかに所属するというので、町田の場合には生涯学習研究委員会にことしは所属をしております。

ますので、その第1回目がございました。これからやるわけですが、内容としては、社会教育だとかスポーツ団体だとか、そういうものに対する補助金だとか委託金の関係だとか、あるいは学校図書館に対する図書館の支援をこれからやっていこうというふうなことが決まりました。

7月2日、関東身体障害者陸上競技選手権大会が野津田の陸上競技場で行われまして、これは市と5年間の協定を結んでおりまして、ここを使うというふうなことで、当日、200名弱ですが、参加がございました。身体障がい者の方にとっては、町田の陸上競技場は非常に使いやすいというふうなことで、パラリンピックだとか、そういうものの予選だとか、いろいろ兼ねてというふうなことで過去にも開かれておりますが、これからも毎年開かれるというふうなことで、当日、ちょっと雨模様だったわけですが、出場された方については、視覚障がいの方、車いすの方等々、いろんな種目が熱心に行われました。

7月6日、きのうですが、全国都市教育長協議会の理事会が行われました。内容としては、平成19年度に向けての、文科省に向けての要望事項だとか、そういうものが中心でした。あとは、文科省の方から2名参りまして、若干の講演と申しますか、お話がございました。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

両部長から何かございましたらどうぞ。

学校教育部長 議会の方がございました。文教生活常任委員会での関係を申し上げたいというふうに思いますが、まず、文教生活常任委員会で、特に条例関係では、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例が審議されましたが、特に大きな議論はなくて、そのまま本会議でも可決ということになっております。

契約案件が2件ございましたが、忠生中学校と堺中学校の関係です。これについても大きな議論はなくという状況でありました。

行政報告を行ってきております。行政報告については2件ございまして、1つは、ご案内の児童生徒の急増の状況がありますので、その対策について報告してきております。小山ヶ丘地区についての小学校、中学校の問題、現状について、それから、ここで忠生方面での（仮称）小山田東小学校の関係、このあたりのスケジュール、考え方、動向等についての説明をしてきております。

2点目が指導関係の事業について、今回、さまざま補正予算を出しましたものですか

ら、その関係で、事業としての全体状況について俯瞰できるように説明をしてきているということでもあります。

生涯学習部長 私どもも常任委員会、6月15日に行われました。私の方は文学館条例を提出しておりまして、委員さんの中から、休館日、あるいはことばらんどという名称の理由、観覧料、閲覧料について、会議室の利用についてのご質問がございました。それらについては、市民が活動する、市民に使われる文学館ということでご説明して、常任委員会では全員賛成で可決をいただいております。

次に、補正予算ですが、スポーツ広場のトイレの使い勝手についてのご質問と、子ども体験塾の内容についてのご質問がありました。それぞれご説明して、委員会では全員賛成で可決をいただいております。

次に、行政報告をいたしまして、先月ご報告しました社会教育委員の会議から提言いただきました生涯学習プログラムの設立についてご説明をし、報告をいたしました。議員さんの意見としては、これからこういうようなことはどんどん進めてほしい、そういうご意見をいただいで終了いたしました。

委員長 それでは、各委員、幾つか参加されての感想、その他質問、よろしくお願ひしたいと思います。

井関委員 2件ございます。科学教育センターと美術館、博物館についてですが、今年度も科学教育センターの開講式が、小学校は4月22日、中学校は6月24日に開催されました。小学校の方は定員80名の募集で120名くらい応募があつて、86名に絞っていました。これは校長会が受けているからなんでしょうか、指導者も76名という大量の協力を得られまして、2教室に分かれて1年間18回の実験を行うことになっています。10名以上の校長、副校長が運営委員に参加していますので、各学校からは新人の教員が指導者としてたくさん参加してくれていました。ある校長の話では、新人の教員に「君は理科が好きかね」と聞くと、「好き」と答えた教員には、「では、行きなさい」と。「不得手だ」と言ったら、「では、研修に行っていらっしゃい」、そういうふうにして人数をふやしてくださるんだそうです。

一方、中学校の方は、40名の募集に対して当日は31名と少なく、先日お聞きしたら36名くらいにふえたとのことでしたけれども、ちょっとどうしてかなと思っています。中学生は土曜日ですので、部活や塾に参加する人が多くなっているのかなとも思いますが、1年間に10回の実験が予定されています。今年度は9月16日に、2000年度にノーベル

賞を受賞された白川博士の子ども向けの講演会がこのセンターの中で小学校、中学校共通で行われる予定でありますので、どんな反響があるか楽しみにしています。9月16日ですね。これは小学生、中学生が中心ですから、多分市民フォーラムかなんかで限定の人数で、一般公開はしないと思います。

それから、6月24日、この中学校の科学教育センターの開講式が終わった後、富川委員長と一緒に版画美術館と博物館に行きました。版画美術館では「明治の浮世絵展」というのが開催されていて、初日で400円の観覧料が無料なのでしょうか、多くの入場者が観覧している様子でした。この催しも前回の「ケーテ・コルヴィッツ展」から始められた、美術館で語り合おう - トーク・フリータイムという日が設けられて、この初日だけはなかったんですけども、水曜日と土曜日の午前10時から1時まで限定してですが、版画の前でおしゃべりをしたり、あるいは小さな子どもさん連れでもいいですよというような日なんですね。これはいつもうるさくされたのでは普通の人にはたまらないと思うんですけども、一定時間での新しい企画、あるいは冒険と言えるのでしょうか。これは、その場に居合わせていないのでわからないんですが、そのうち反響などをお聞きしたいなと思っています。

あと、版画美術館の方の常設展ですけども、きょうの資料にも目録が添付されているようですが、版画の幾つかの手法がわかるように、例えばエングレーヴィングというのでは、版画の作品のわきに、その版画の原版が並べてあったり、エッチングやアクアチントというのは、原理のわかる原版が並べてあったりしました。今までの常設展のスペースは狭いのですが、一時的でしょうが、企画展の展示室まで広げて、版画美術館としても新しい企画に努力されているということがわかりました。

もう1個は博物館ですけども、「館蔵 大津絵と幕末・明治の戯画錦絵展」という展覧会のギャラリートークを聞かせていただいたんですけども、これらの作品展は館蔵の作品としては知られていることもあるのでしょうか、今回のギャラリートークは、男女半ずつで約30名を超えていました。年齢層は、説明している副館長が、雷がトラのふんどしかパンツかを雲にかけてふるに入ろうとしている大津絵の前で「この中で、五右衛門ぶろに入った人は何人ぐらいいますか」と言ったら、半分ぐらいの人が手を挙げましたので、それで年齢層は大体わかるだろうと思うんです。

戯画の方は新聞にも載っていましたが、副館長がオーストリアのウィーン大学での講演に招待されているような有名なコレクションになっています。博物館では、先月の委員会

でしょうか、資料をいただいたと思いますが、夏休みのプラネタリウムや天体望遠鏡を中心とした天文学の企画なども予定しているので、こちらの方も新しい企画の開発に努力されているなと思いました。

名取委員 また今月も指導主事訪問と道徳地区公開講座と、何回か学校に行ってきました。道徳地区公開講座に関しましては、学校により保護者の関心度の差があるなというふうに感じました。ある学校では、授業中、廊下での保護者の私語が大変うるさいんですけれども、同じ土曜日で、同じ参加人数ですけれども、授業中、廊下にあってもほとんど私語が聞こえないという学校もありました。先生の授業に本当に真剣に耳を傾けていて、ここは本当に関心度の高い学校だなというふうに感じました。

また、協議会では、ここはPTAが主催して協議する内容もすべて決めているということなので、たくさんの方が参加されていました。聞くところによると、延べ人数600人ぐらい来たということです。協議会には、そのうちの半分ぐらいの参加でしたけれども、授業には600名参加ということを知りました。

また、中学校の道徳授業なんですけれども、広報紙を見て、全然違う他地区から来られた方もいました。このように、いろんな他地区から来てもらって、もっともっと道徳授業に関心を持っていただきたいなというふうに感じました。

また、指導主事訪問で訪れた学校なんですけれども、とても清掃が行き届いておりまして、掃除に関しても先生たちの指導がしっかりとされておりまして。学校に地域の方が来られても、とても気持ちのよい学校で、また、環境を整えるということは基本中の基本なんですけれども、なかなか清掃が行き届いているという学校が少ないので、ここには驚かされました。また、環境が整っているということで、気持ちのよい中で授業ができるということは学習の向上にもつながるのではないかなというふうに感じました。

岡田委員 私も道徳授業の公開講座と指導主事訪問ということで、学校を訪問してきました。道徳の方は、今年度土曜日の開催が特に多かったものですから、土曜日というと、授業参観の方にはお父さんらしき姿、あるいは学校によっては、おじいちゃま、おばあちゃまになるのかなというような方まで参加されているようなところも多く、特に小学校において大変多くの方が授業の参観をしておられました。

道徳授業というと、間に講演会ですとか意見交換会のようなものがあるんですけれども、授業参観の数に比べると余り人数の集まりがよくないので、何とか人数を確保しようと学校それぞれに大変工夫をされていました。その中で意見として、もうやっぱり講演の

ような形というよりは、本当に意見のぶつかり合いというようなことを、少人数でもいいので、来た人が最近の子どもたちはどうなんだろうねというような話し合いをできるような場所にしていっていいのではないかというふうな声も耳にして帰ってまいりました。

それから、指導主事訪問は普通の授業についてですが、今回、今月中では、選択授業ですとか少人数指導というようなものが多かったように思います。選択授業というのは、特に中学校になるわけなんですけれども、そうした授業の効果が大変あらわれているかなと思いました。最近、町田市でも取り組んでいるんですけれども、また後の報告事項にありますけれども、学力向上ということで考えたときに、少人数指導ももちろん効果を上げているなというふうに感じますけれども、中学における選択授業というのは非常に効果を上げているなと思いました。

そして、その1つには、まず自分が選択して興味があるということと、それから、やはり今の子どもは演習が十分に行われていないのかもしれないなど。これは中学の授業においてなんですけれども、その演習の部分を英語なり数学なりで、あるいは社会でも理科でもそうなんですけれども、十分に補えるものとしての選択授業というのはものすごく有意義なものであるなということを実感して帰ってまいりました。

小学校の少人数におきましては、これは後の学力向上の方でも申し上げようかと思ったのですが、能力別という言葉に対して保護者の方が大変抵抗があるということで、均等割というような授業形態をとられているところもありますけれども、やはり子どものことを考えたり、授業の学力をつけさせるというような観点で見るとすれば、取り組み方別とか、そうした言葉に置きかえてでも、ある程度子どもの関心に合わせて指導をできるようなグループ分けを工夫された方が効果はあるなというふうに見てまいりました。

委員長 ありがとうございます。

幾つか感想を含めて各委員から述べられました。版画美術館主幹がお見えですけれども、企画展におけるトークですか、子どもさん連れとか、観覧者自身がその作品の前でお話をするとかということを試みられたということなんですけれども、反響等はありませんか。

国際版画美術館主幹 正直言いまして、最初にやりましたとき、きょとんとしている状況で、人が集まらないという状況でした。それが2回かそこら、そういう状況が続きましたけれども、このところ、こちらから声をかけるようにして、少しずつですけれども、そういう動きが出てきております。何しろ美術館、博物館等は静かにして見るという

のが固定されていますので、そこに何とかということですから、ちょっと時間はかかると思いますけれども、続けていきたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございます。

選択授業、少人数指導のことや、能力別か均等割かというような問題は、報告事項のところでもた少し論議を深めていければというふうに思います。

それから、私の方から、活動報告とは直接関係はございませんけれども、指導課に質問をさせていただきたいと思います。

それは、学校における個人情報の取り扱いについてなんですけれども、まず1つは、学校における個人情報、学校というところは個人情報は非常に蓄積されている場ではないかと思えます。それらの扱いについては一定の条例なり規則なりがあるかと思うのですが、どのようなことにのっとって行われているのかということが1つ。

それから、各学校、小中学校60校あるわけですけれども、それらの取り扱いについて、我々はよく生命保険だとか、何かの契約をするときに、自分の住所とか電話番号とか、場合によっては、生年月日を書いた書類を出しますけれども、これらの扱いについては、何々何々に限って使用いたしますという、必ずそういう説明が行われているわけですけれども、学校では幾つかの個人情報を、例えば年度の初めとか何かに、どういう目的に限って使っている、あるいはそういうことを含めた保護者、地域への説明責任はどのように行われているのかということが1つ。

もう1つは、具体的な問題なんですけど、個人情報の保護ということ、それから個人情報をやたらに出さないということが、結果的に学校における非常災害だとか緊急連絡をするときの学校もしくは学級の緊急連絡網が作り得ない、つくることができないという状況が一方で生まれているようですけれども、そこらあたり、例えばもしそういうものが作成できない場合に、学校における緊急の連絡だとかはどのような方向で行わざるを得ないのか、そのようなことも含めて、3点、お聞きしたいのです。

指導課長 基本的には個人情報保護条例に基づいているわけございまして、教育活動とか生活指導、学籍、保健衛生、その他、さまざまありますけれども、それぞれの項目で業務登録をして、その業務登録をされたものであれば、それで使えますし、臨時的、あるいは目的外の使用ということであれば、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会、こちらに諮問をいたしまして、収集しようかどうかというご判断をいただくということで行っておるところでございます。

現在までのところ、その目的外で使用されたというような苦情については市政情報課等にも寄せられていないということでございます。また、そのことについては、新任校長会、4月に行いますけれども、そのときに市政情報課から講師をお招きして周知徹底を図っておるということでございます。

それから、保護者、地域への説明ということでございますけれども、集める際には、こうこういう目的で使用しますということを知っておるところであります。全体の保護者会で言うというようなことではなくて、いただく際に説明をしている、このように受けとめております。

それから、連絡網についてでございますけれども、全体が渡っていると、電話等で聞き出しがあったりということがあって、お子さんだけがおうちにいるような場合には、ともすると漏れるということがございます。そういうこともございますので、扱いには重々気をつけるようにという指導はしておるところでございますが、対応としては、そのご家庭が必要なラインだけ小さく切ってつくってお渡しをすとかということはおしておりますけれども、漏れることを危惧して作成をしていないという学校もあるというふうには受けとめております。

いずれにいたしましても、外に漏れるということが問題でございますので、扱いについて、私どもからも、その対応について、何項目か挙げて、この項目で指導を徹底してください、電話の横に張っておいてくださいというようなことも差し上げておるところで、保護者等への啓発をさらに図っていかねばいけないというふうには考えております。

委員長 そうすると、市政情報課とか指導課に、学校における個人情報の取り扱いについて苦情とかといったことが特にないということの今のお話でしたけれども、それはそれで非常に適正に、条例にのっとって各学校が対応しているなということで評価できることかと思えます。例えば個人情報を集めるときに、今、課長は、その都度、その取り扱いについて説明をしている、周知をしているということですが、これは課長の判断でいいのですが、きちんと徹底されていますか。学校によって多少温度差があるというか、苦情としては出てこないまでも、やっぱり大事なことだと思うので、そこらあたりはどうなんでしょうか。

指導課長 私の私見ということであれば、全校が全く同じトーンで、同じ緊迫度を持って説明をしているかといえば、それはそのとおりではないだろうというふうには思いますので、さらに徹底を図ってまいりたいというふうには思います。

委員長 先生によっては、つまり教職員の個人情報も必要以上に外へ漏らさない。例えば小学校でいえば担任の先生の自宅の電話番号は原則知らせないとか、さっきの繰り返しになりますけれども、各世帯の電話番号を一覧表にして配るようなこともしない、これは今はそうだと思いますが、先生によっては、学校に子どもの保護者が来て、子どものことについて指導をしてもらいたいとか、何か情報を聞きたいとかというときに、私の電話番号を教えますからいいですよというふうに、ある先生は個人的に自分の電話番号を保護者に知らせる。そうすると、保護者はその電話番号で、夜、結構遅くなってからも自宅に電話があって、質問をしたり、助言を得たりというようなこともあるようなんですけれども、そういう点では、個人情報の保護というのは、一方で非常に徹底する反面、一方でまたいろいろな問題が起きているなという感じも正直言ってしまうので、最後にそこらあたり、見解があればということですが。

学校教育部長 個人情報保護条例がもちろんあるわけですが、それはもともと現代的なプライバシー権に基づいて制定をされたものであります。つまり、自己情報コントロール権という観点がコアになる概念になるわけですね。単に個人情報を守ることではなくて、そこには、自分の情報を自分でコントロールできる状態にする。だから、提供しないということではないわけです。提供することも含めて、自分で自分の情報が自分でコントロールできるようにするというのが、いわば個人情報、プライバシー権の基本的な物の考え方になるというふうに理解をしているわけです。

そういう意味で、許諾をとったりだとか、あるいは自分の情報にアクセスできたり、自分自身、だれかが自分の情報を持っているとすれば、それに対してアクセスできたりだとか、そういう権利であるとか、そういうものが展開されていくわけですが、今のお話に即していうならば、学校側で、今私が申し上げたような単に保護すればいいんだということではなくて、提供された情報については提供するもとの持ち主がいるわけですから、その方が適切にコントロールできる状態にするということが必要だろうと。そういう観点に基づいた運用をぜひ図るように、今後も指導していきたいというふうに思います。

委員長 一方で、個人情報保護ということは厳重に尊重されなければいけないことだと思いますけれども、それに伴ってのさまざまな問題が現実には起きているようなんです。今、部長、課長が説明された線に沿って、ぜひまた各学校に徹底をしていただきたいなと思っております。

岡田委員 南地区の中学校5校で給食がスタートしたということで、大変好意的に

受け入れられているそうです。子どもたちも、落ちついて授業が受けられなかったような子ども落ちついて授業を受けられるようになったというような報告もあります。南地区で私たちが行ったところは50%以上の喫食率なんですけれども、南地区5校全体で大体どのぐらいの生徒たちが給食を食べようになっているのか、報告はありますでしょうか。

学務課長 ちょっと今資料を持ってきませんでした、やはり50.何%だったと思います。南地区は4校ですね。

岡田委員 4校ですか、すみません。ありがとうございます。

委員長 50.何とか%。

岡田委員 半分は超していると。

委員長 大体それは想定の範囲ですか。

学務課長 そうですね。

委員長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に移ります。

議案第21号から議案第24号までは一括審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、一括審議をいたします。

それでは、議案第21号から議案第24号まで、教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第21号は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、町田市民文学館の設置に伴い、本機関を教育機関として位置づけるため改正をするものです。また、あわせて文言の整理を行います。

議案第22号は、町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、町田市民文学館の設置に伴い、本機関の決裁事項とその専決区分を追加するため改正をするものです。あわせて、現状の事務決裁処理との整合を図ることと、文言の整理を行います。

議案第23号は、町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、町田市民文学館の設置に伴い、本機関の公印を新たに定めるため改正をするものです。あわせて、文言の整理を行います。

議案第24号は、町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

本件は、町田市民文学館の設置に伴い、本機関を訓令先に位置づけるため改正をするものでございます。

中身につきましては、教育総務課長の方から若干追加説明をさせていただきます。

教育総務課長 まず、議案第21号 町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

一番最後の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第16条の2ということで、町田市民文学館を教育機関として位置づけ、その所掌事務を(1)から(11)まで明記しております。

それから、第22条の2ということで、同じく文学館を生涯学習部図書館に属するものとして、図書館に市民文学館担当課長を置き、文学館の館長として文学館の事務を担当することとしております。

めくっていただきまして、下の欄の別表第3ですが、町田市民文学館条例の規定に基づいて町田市民文学館運営協議会が定められておりますけれども、これを本教育委員会の所管に属する附属機関として明記いたしております。

以上が文学館関係の内容でございます。

それから、議案第22号 町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございます。

これも一番裏の新旧対照表の別表をごらんいただきたいと思います。決裁規程の決裁事項とその専決区分の追加を行っているわけですが、図書館の決裁事項としまして、(8)、(9)と2つの事項を追加いたしております。それで、それぞれの専決区分を定めております。

それから、議案第23号 町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程についてでございます。

これも一番最後から2枚目ですか、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。一番

下に別表第1ということで、市民文学館の公印管守者を市民文学館担当課長としております。

引き続きページをめくっていただきまして、別表第2に示しておりますように、公印のひな型として、町田市民文学館之印、市民文学館長之印、それから、割り印の用途に使っている印の3種のひな型を定めております。

それから、議案第24号 町田市教育委員会訓令令達式に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

これも一番裏の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条の4項のところですけども、こちらに訓令先として新たに町田市民文学館を追加しております。

以上が第24号までの規程の改正内容です。その他、一部文言等の整理は行っております。以上が概要です。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの第21号から第24号にかかわる説明について何か質疑がございましたらどうぞ。

井関委員 ちょっと複雑なので、1つずつさせていただきますが、まず読んでみて、単純に見ますと、教育機関としては図書館とは別だけれども、事務は図書館と一緒にやるというふうに考えてよろしいでしょうか。

教育総務課長 はい、そういうことと解釈していただいて結構です。

井関委員 あと、本機関を教育機関として位置づけるということなんですが、教育機関というのは学校も入っているわけですけども、学校は別にとということで、余り大きなお金ではないんですけども、こういうところに勤めている学芸員とか、そういう人が研究をしたい、お金をどこから持ってきてみたいというときに、教育委員会の所管に属する教育研究機関であるということを指定してあると、申請資格があるようなものがあります。ですから、非常にいいことだと思いますが、町田では研究機関まで行くような大きな研究機関はないということで、教育機関でとめているんだと思うんですけども、1つ、ここの中でよくわからなかったのは、学校と一緒にしてしまうからだと思うのですが、議案第22号の5枚目、左の真ん中に、「3 財務」というのが書いてあるんですが、財務に関する事項ということで、ここで表が書いてあります。10番で、ここは「教育機関（学校を除く。）」というふうに書いてあります。ですから、これは何か財務、予算の執行を

する機関ごとの欄なんだと思うのですけれども、「3 財務」の上を書いてある「備考第6号に係る専決区分のうち課長及び教育機関の長には」と書いてありますが、この教育機関というのは、特に学校を除くというのは書いてありませんが、学校はまた別に規定されているというふうに考えればいいのでしょうか。

教育総務課長 確かにちょっとわかりにくいんですが、考え方といえますか、この表記上、「教育機関（学校を除く。）」というような形で書いてありますが、学校そのものも教育機関には含まれます。この中で、「教育機関（学校を除く。）」というような表記があったりなかったりするというのは、教育機関全体の共通した権限から学校だけ別にした権限、そういった区分を処理しているのがあります。ですから、それに伴って、こういった表記の違いが出てきております。

井関委員 多分全体を見ればそれがわかるということですね。

教育総務課長 はい。

井関委員 わかりました。どうも。

委員長 ほかにございますか。 では、ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第21号から第24号まで一括、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第21号から第24号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号 町田市民文学館条例施行規則の制定についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第25号は、町田市民文学館条例施行規則の制定についてでございます。

本件は、町田市民文学館条例の制定に伴い、条例に基づく施行規則を制定するものです。これにより、資料の館内閲覧及び館外貸し出し、会議室等の利用、観覧料及び使用料の還付、文学館運営協議会等の詳細について定めるものです。

なお、規則の施行日は条例と同様、平成18年10月27日といたします。

主な内容、具体的な内容につきましては、副館長の方から説明をさせていただきます。

図書館副館長 文学館条例施行規則の内容について、簡単にご説明を申し上げます。

す。

まず、第3条から第6条までは、資料の利用または寄贈等について、その手続、様式等を定めるものでございます。

その後、第7条から第13条までにつきましては、今度は資料ではございませんで、施設等の利用、特に町田市施設案内予約システムを利用しての利用手続等を定めたものでございます。

その後、第14条、第15条につきましては、ただいま申し上げました施設の使用料あるいは展示会等の観覧料につきまして還付あるいは免除、減免についての規定でございます。それが第14条、第15条でございます。

第16条から第20条までは、会議室の利用等、これは先ほど申し上げました施設案内予約システムを使っている他の機関と同様の一般的な規定でございます。

最後に、第21条、第22条で、市民文学館運営協議会についての詳細について規定をさせていただいているということでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明で何か質疑がございましたらどうぞ。よろしいですか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第25号 町田市民文学館条例施行規則の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

以上で日程第2、議案審議事項を終了します。

日程第3、協議事項に入ります。

1、教職員の人事権移譲についてを協議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、協議事項としてお願いをしております教職員の人事権移譲について説明をさせていただきます。

本件につきましては、教職員の人事権を市町村に移譲するということが、非常に重要なことですので、影響も大きい内容なものですから、1つ1つ説明をさせていただいて、教育委員さんからご意見等をいただければというふうなことで協議事項にさせていただきました。

資料を簡単に説明させていただきますが、これは6月22日に東京都教育委員会の定例会で、「教職員の人事権移譲に関する見解について」ということで都の方は議案を提出して、こういうふうにとまとめたものということで、東京都教育委員会の方から、やはり重要なことだということだと思いますが、定例会が終わった翌日に電子メールで送られたものです。したがって、東京都の資料をもとに説明をさせていただきます。

1枚目ですが、「教職員の人事権移譲に関する見解について」、これは東京都の見解、都教委の見解ということです。1つとして、「文部科学省からの依頼」ということで、「文部科学省は、下記2のとおり、以下の都内教育関係団体と意見交換を行った上、その見解と都の見解を求めてきた」ということで、下記2ということ、2番目に「意見照会項目」として、「県費負担教職員の人事権を都道府県から中核市に移譲する際の広域での採用と人事交流に関する調整の在り方」、2つ目として、「県費負担教職員の人事権の都道府県から市町村への移譲についての課題と方策」、この2点を文科省から各都道府県の教育委員会に意見を求められたということで、東京都としては今回こういう見解を求めたということです。

その場合に、文科省の方から、1番目にありますとおり、東京都においては、この特別区教育長会から6の東京都へき地教育研究協議会まで6つの教育関係団体と意見交換を行った上で、その見解を文科省の方に提出をしてくださいよというふうなことでありました。これについては、直接絡むのは、(2)の東京都市町村教育委員会連合会、これは教育委員全員が入っている連合会です。それから、(3)の東京都市教育長会、これは26市で構成をしているというふうなことで、6つの団体と意見交換を行った上でまとめたということです。

3つ目が「回答内容」ということで、ちょっと長くなりますが、読ませていただきますと、1つとしては、「県費負担教職員の人事権については、中核市のみへの移譲ではなく、すべての区市町村に対して、給与の負担と併せて移譲すべきである」。2つ目として、「区市町村に対して、県費負担教職員の人事権を移譲するに当たっては、人事権の移譲により、採用や管理職の配置等が困難となる区市町村が発生するおそれがあるため、採用や異動・昇任等について、区市町村相互の間における広域的な調整を図る仕組みを整備する必要がある。

また、人事権の移譲と併せて、区市町村が給与の負担を行うためには、適切な財源の確保が不可欠である」ということで、4番目には、「本案決定後、都内教育関係団体の意見

とともに、文部科学省に対して回答する」というふうな議案が東京都教育委員会に22日に出されて、東京都の方では本見解ということで決まったという内容のものです。

2枚目、3枚目がその当日のだと思いますが、資料ということで、これも東京都の資料ですが、簡単に説明をさせていただきますと、で、「国の動向及び都内教育関係団体との意見交換について」の1、中央教育審議会答申、これは昨年10月26日に出たものですが、「新しい時代の義務教育を創造する」という中にいろいろな答申があるんですが、その中に、として「県費負担教職員は、市町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあり、地域に根ざす意識を持ちにくくなっているため、より教育現場に近いところに権限をおろすべきである」というふうなことが答申に盛り込まれています。

の中で、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その他の市町村への人事権移譲について検討する」というふうな から まであるわけですが、そういうふうなことで、中教審の中では、当面は中核市を初めとする一定の自治体に人事権を移譲するというのが答申でした。だけれども、1枚目でご説明をしたように、東京都としては、「回答内容」の(1)で、「人事権の移譲については、中核市のみへの移譲ではなく、すべての区市町村に対して、給与の負担と併せて移譲すべきである」というのが東京都の見解だと思います。

3は文科省からの依頼ですから、それは先ほど言ったとおりで、2点、都内の6団体と意見を交換した上、回答してくださいよという内容のものです。

4番目が都内教育関係団体の意見ということで、6つの団体と東京都が意見交換をしているわけですが、移譲に賛成の団体というのは特別区の教育長会のみです。そこに移譲について特別区教育長会としての見解が述べられているんだと思います。

(2)が移譲に反対の団体ということで、東京都市町村教育委員会連合会等5団体ということですから、6団体のうち特別区だけが賛成で、その他のところについては反対というか、慎重にやってほしいというか、そういうふうなことだと思います。慎重にやってほしいということを、都の教育委員会としては反対というふうに受けとめたのだと思いますが、これは市町村教育委員会連合会と都市教育長会もそういうふうな意見です。

中核市への移譲についてですが、「中核市と他の市町村との人事交流が困難となり、必要とする教職員の確保が困難となるため、中核市への移譲には反対である」と。それから、「中核市に移譲すれば、当然、通勤や生活に便利な地域に教職員の希望が集中する」というふうなことで、特に中核市への移譲については、東京都というよりは、ほかの道府

県については中核市とその他の違いが非常に大きいんだと思うんですね。地方でものすごい中核市があって、その他の市町村は山間部だとかいろいろ抱えていますから、それが中核市だけ人事権を持つと、その他のところの人材の確保だとか、そういうものが難しくなるし、それから、移譲すれば通勤に便利なところだとか、どうしてもそういうところに教職員の希望が集中してしまうというふうなことで反対ですよ。

それから、市町村への移譲についても、「長期的に見て人事の停滞や硬直化を招き、教育水準の維持が困難になる」というふうなことで、これは市町村に移譲されますと人事が固定されるわけですね。町田市なら町田市の教員ということですから、原則的には町田市の中だけでの異動になりますので、そうなりますと、教員というのは、やはり井の中のカワズでは困るので、他区市町村を経験しながらいろいろ成長するという面があるかと思えますので、そういう意味で、硬直化を招くだとか、そういう点で反対であると。

それから、小規模な町村では体制も伴いませんので、そういう移譲に伴う業務に耐えられないのではないかというようなことだとか、それから、そういう意味で、市町村の意向を尊重しながら、都が人事事務を行う現行の制度を維持しながらとはいっても、いろいろ市町村の実情に応じて弾力的な人事措置を行いながら改善を図るべきであるというふうなことです。

最後は、仮に移譲されるとしたらという意味合いが強いと思うのですが、「財政的、制度的な支援が必要不可欠」ということと、「協議会や一部事務組合等を設置し、都内で広域的な採用・人事交流を行う必要がある」。これは移譲された場合というふうなことだと思いますが、本質的には、5団体については、この移譲には慎重にとり、反対というふうな立場で東京都の方は受けとめていると思います。

は、「東京都教育委員会の基本的な見解について」ということで、「検討に当たって配慮すべき課題等」というのを東京都の方ではまとめているのだと思いますが、上段の方に、「他の道府県では、政令指定都市、中核市と他の市町村の規模差が大きいことから、人材確保等を懸念し、『教育水準の維持が困難』とする理由による、反対意見が多数を占めることが想定される」というふうに、東京都自身も他の道府県では恐らく中核市への移譲だとか、そういうものは他の市町村との格差が生じるので反対だよという意見が文科省に多く出るのではないかと想定をしているのだと思います。

以下 から までは東京都が配慮すべき課題としてまとめたものです。

2 が「県費負担教職員の人事権の移譲に関する基本的な見解」ということで、冒頭あり

ましたように、中核市だけではなくて全市町村に、なおかつ給与の負担もあわせてというふうなことです。ただ、そうなったときに、「区市町村間の不均衡を生じさせないための広域的な調整を図る仕組みを整備する必要がある」というふうな見解にはなっておりません。

3番目が「基本的な見解の考え方」で、これももうほとんどダブる部分だと思いますが、 から まで見解が示されているというふうなことです。

次のページが今までの制度だとか、そういうものを比較的わかりやすく図示をしたものということで、「現在の県費負担教職員制度」というのは、ことしから国が教職員の給与の3分の1を国庫負担、それから都道府県は教職員の給与を負担すると同時に、教職員の人事権、いわゆる採用だとか、異動だとか、昇任、分限、懲戒、こういうものは都道府県が持っている。ただ、例外として、政令指定都市については人事権は持っている。けれども、給与負担は県というふうなことです。

これについての長所、課題だとかが書かれております。それから、右の方は、政令指定都市、近くでいえば、横浜市だとか川崎市だと思いますが、そういうところについては教職員の人事権は持っているけれども、給与負担は都道府県、その他の区市町村、これは町田市を含む区市町村ですが、教職員の服務監督だとか勤務評定、そういうものは区市町村で持っていますよというふうなことです。

下が「中央教育審議会答申に基づく文部科学省案」ということで、文科省案では、政令指定都市は現状のままですが、真ん中ですが、中核市等一定の団体に教職員の人事権を移譲したらどうかというふうなことです。

右の方が、3番目が「東京都教育委員会の基本的な見解」、先ほどご説明したものを図示したものであるということで、東京都の見解としては、すべての区市町村に人事権を移譲すると同時に、教職員の給与負担も当然区市町村にというふうなことです。ただ、その場合に、丸みみたいなもので囲ってありますが、「都から区市町村への税源移譲や、都が区市町村へ交付金を支出するなど、区市町村の財源を確保する仕組みを導入する」と。いわゆる給与も市町村で持てということですから、それには適切な財源確保が不可欠だということで、こういうことを書いてあるというふうなことです。

下の方が、「都における広域的な調整の仕組み」を考える必要があるというふうなことで、左の方が調整団体ということで、これは全都で広域的な調整の仕組みを組織するというので、今、東京都が区市町村を含めて全部やっていますから、それそのものというこ

とですね。現行制度とほぼ同様というふうなことです。

右の方は、それを区部 23区と島、それ以外というふうに分けたもので、それでいきますと、対象人員が書かれておりますが、町田市などの場合には、左の方の、いわゆる区部と島でない方、市と西多摩郡の2つのグループというふうなことで分けてやるという案です。これでいきますと、東京都としては、区部に採用希望だとか異動希望が集中する可能性があるというふうなことを認めているという言い方は変ですが、そういうふうにとらえているということです。2つの考え方があって、全都で調整団体をつくる方法と、2つに分けてやる方法とがあるというふうなことです。

一番下のところに、調整団体の形態としては、地域ごとに協議会をつくるか、あるいは一部事務組合を設置するかというふうなことで、そういうふうな方法があるんだろうというふうな書き方になっています。いずれにしても、東京都の見解としては、全市町村に人事権を移譲して、給与もそこに負担をして、何らかの助成金の仕組みを持つべきだというふうなことで文科省の方に意見を出したということで、文科省の方は東京都を含めて、各道府県から意見が来ますから、それに基づいて法律改正だとか、そういうものにこれから入っていくのではないかと思います。

これについて、26市の教育長会としては、やはりちょっと問題があるというふうなことで、今検討はしているところなんですけど、もう東京都の見解が出てしまいましたので、正直言います、なかなかこれから26市で教育長会でいろいろアンケートをとったりだとか、そういうことをしようというふうにはしているんですけど、またこのところで教育長会がありますが、都の見解が出てしまっても続行する必要があるかどうか。それとあわせて、首長、市長との調整も必要なのかなと。これはどの市長というのはわかりませんが、市によっては、やはり人事権を市によこすべきではないかと主張される首長さんも、東京都を含めて、ほかの道府県の首長の中にはいらっしゃるようですから、首長との調整というのは必要かなとは思っておりますが、こういう見解になりましたので、教育委員さんの方から何かご意見だとか、そういうものがあれば市町村教育委員会連合会の方でも話題にはなるんだと思いますが、私の方も都市教育長会だとか、そういうときに生かしていけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

東京都市町村教育委員会連合会の方では、このことについて見解なり、何か提起はありましたか。

岡田委員 今のところ、それについては、具体的にこうした意見だというような話し合いは持たれておりません。個々の中で、やはり東京都教育委員会連合会も市町村ですので、どちらかというとはましくないねというような、これは雑談の中で出る程度です。

委員長 以上のような説明ですけれども、教職員の人事権移譲に関する見解が東京都教育委員会の見解として、既にこれはこういう線に沿って文部科学省の方に提出をされてしまいましたと言うとおかしいけれども、されたわけですね。その中で、今後、東京都市教育長会では、従来からこれについては慎重にという姿勢を持っていたわけですけれども、今後もそれぞれの市のアンケートをとったり、実情を調べたり、あるいはそれぞれの市の首長、市長さんの考え方がどうなのかということもありますので、見解としては出されているけれども、まだそういう論議をしなければいけない部分も残ってはいるわけです。全体としての流れは、東京都の教育委員会がこういう見解を出したということをも踏まえて、今の説明について意見なり、感想なり、質問なりありましたら出していただきたいと思います。

教育長、東京都には、いわゆる中核市というのはいないわけですよ。

教育長 東京都の中では、八王子市は中核市の要件は備えています。それから町田市も今度面積要件が外れれば、中核市としての要件は備えます。ただ、中核市になるかならないかは、それは申請する話なので、たしか八王子市も要件は備えているけれども、申請はしていません。

委員長 つまり東京都にはないということですね。ここで言うところの中核市はないわけですよ。

教育長 要件は備えているけれども、申請はしていないということでございます。

委員長 ここに東京都の見解の中に、幾つか中核市という言葉が出ていますけれども、それは、八王子市と町田市を念頭に置いた表現ではないわけですね。

教育長 これは、東京都で中核市という表現が出ているのは、中教審が人事権の移譲については当面は中核市などを初めとする一定の自治体に 一定の自治体というのは、例えば人口が20万人以上だとか、そこにまず移譲をして、ほかの市町村については、その後に検討したらというのが中教審の答申なものですから、それに対して、東京都は中核市だけではなくて全部に移譲すべきだということで、中核市という言葉が出ています。

委員長 それから、いわゆる特別区とか区部とくくった言い方があるわけですから

ども、実際は、ここで言う見解での区市町村への移譲というのは、品川区とか、千代田区とか、葛飾区とかという区にそれぞれ移譲で、特別区全体にということではないんですね。

教育長 これはそれぞれの区にということです。

委員長 区ごとということですね。

教育長 ただ、区ごとですけれども、それが移譲されれば、特別区は何らかの、例えば採用試験だとか、そういうものは一緒にやるかもしれません。そういうことが「中核市への移譲について」も書かれているような気がします。「中核市への移譲について」で、「新規採用・管理職任用の選考については、特別区において共同で処理するため、協議会の設置が課題である」だとかいうことを特別区教育委員会として意見を述べているようですから、だけれども、区ごとに移譲はするということです。

委員長 私も先月のこの会で教育長に質問をしたことなんですが、やはり財源の問題、当然これは一定の財源の確保が必要であるということは見解の中に述べられていますけれども、財源の問題もそうですし、仮にそれを別にしても、いわゆる区部と多摩地区、あるいは島しょと採用希望の差が出てきたり、異動の希望に差が出てきたりして、今、とにかく一定の水準を維持して行われている東京都の学校教育に根本的に影響を与える問題が惹起されていくのではないかなという、危惧というか、懸念を非常に持っているわけなんですけれども、各委員さん、今の説明を伺っていかがでしょうか。

井関委員 大変難しい問題ですけれども、今の現状、都、区との差を見ると、ただし書きがついていなければとても引き受けられないというのは、当然今の状態だったら出てくると思うのです。ただし書きというのは、人事の採用を広くやってほしいとか、あるいは財源がちゃんと裏づけがなければというようなことで、ただ、昔のことを考えて、木田さんという文部省の役人さんがいらして、昭和31年に地教行法というんですか、余り僕は慣れていないんですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのをつくられて、今の教育委員制度をほとんどつくられた方ですけれども、その方が言っている、新聞なんか載っているのを見ていても、要は戦前の国の教育から戦後の教育、教育委員会の教育に変わって、要するに地方がやるのが主だと。

実際には、後で朝日新聞にも書いてありましたけれども、文部省がやってきたのは、教育は地方でやることですよという指導をせずに、自分らがやるんだということを実際にはやってきちゃったんだというようなことで、むしろ地方の人がそこを自覚していなかった

と。それが急に小泉さんのあれでひっくり返って、みんな急に自覚し出したか、あるいは自覚せざるを得なくなってきたということ、私どもも今のままだったら先ほどの私が言ったようになりますけれども、町田市などでもそういうふうになったとしたら、本当に地方でやるのが、地域の住民の人を中心にやるのがいいんだということが理想になっているのならば、それでやれるようなことはちゃんと考えておかなきゃいけない。もちろん、もし本当にそういうふうになれば教育委員会の組織もずっと変わって、教育委員のやることも違ってくるとは思います、指導主事のような役をされている方がもっとたくさんいるとか、そういうことがあるんでしょうけれども、そういうことは可能なのか。そういうのを、逆に、外界からちくちくされて考える機会をつくってくれたということなのでしょうか。教育委員会もどういうふうになるかということまで非常に考えさせられるなというふうに感じました。

岡田委員 東京都の教育委員会の見解ということで読んでいて、はっきり言って、特別区、23区の方と市町村の方ではかなり事情が違っているわけなんですけれども、このところを理解してくれているのかなと。例えば23区の方では人口の格差、そんなには違わないんです。それに対して、市町村の方ですと、八王子と福生あたりでは何倍の差があるかなというような、面積的な差もものすごい大きさの差があるわけですね。それを各市町村に移譲するということになると、これは規模の、スケールの問題でものすごく差があるということが果たして理解されているのかと。

それから、この下にある、「都における広域的な調整の仕組み」の例として挙げてあるだけです、ここで意見を言ってもどうにもならないのかもしれないんですが、多分都としては右側の方に移行したいんだらうなというにおいがするんですけれども、これは23区の方では、調整団体として23区の中で採用して、通勤ということを考えた場合に、例えば大田区から葛飾区の方に通うのでも、そんなに苦労はないかもしれないんですけれども、例えば町田から青梅に通うということになると、これはその負担の違いというのが果たして理解されている案なのかという、そのあたりのところを考えて、こういう見解を既に出してしまっていて、流れとしてはこちらの方で行くのであっても、その課題のところ、こういうような財源確保以外のところで人事交流の支援を行う必要があるとか、適正な調整を行う必要があるというあたりのところをしっかりと調整案を出してもらえなければ、とても受け入れられるものではないということ、かなりきっちり主張していかないと、そのあたりのところはきちっとでき上がっていない段階でおろしてこられると、地方

に人事権を移譲するとか、財源を移譲するというのは間違いなく格差が生まれるものであるというのは、私は子どもをアメリカの学校に通わせていても、やはり自分たちの市は、どちらかというと財源も豊かで教育レベルの高い市だったんですけれども、まさに隣の町が逆で、その格差たるやものすごいもので、これをどうやって埋めていくかということは大変なことですね。

人間というのは、住んでいる人たちも、多少税金を高目に払っても教育レベルの高いところで私立学校に入れなくて住むのであればそちらの方がいいというようなことも入ってきますし、そうなってくると、財源の方もますます教育レベルの高い財源の豊かなところに集まっていきがちな実態があるわけですよ。そのあたりのところを踏まえて、やはりどういった調整案があるのかということを引きちと答申を出してもらわなければ納得できないと最後まで言い続けていかないと大変ではないかなというふうに思います。

委員長 いわゆる区部への集中とか、多摩地区への採用の難しさとか、いろいろそういうようなことが懸念されるわけですが、それらについて、一応広域的な調整とかいう表現はしているわけなんですけれども、確かに広域的な調整の仕組みといっても、具体的に、じゃ、それはどういうことかというと、なかなかぴんとこない部分が、まだこの見解の中には残っていますね。

それから、財源の問題も、市町村への財源を確保する仕組みを導入するというので、具体的にどういう形でその財源を保障するかということも、具体的にはまだ述べられていない。確かに見解の段階だから、それはある程度まだ具体化していないと言われればそれまでですけれども、そういう点でこの説明を受けた範囲で、我々が区ではなく、市町村教育委員会という立場では非常に危惧の念を持たざるを得ないというのが私自身も先月から言っているわけですが、思いがあるんです。

そういう意味では、やっぱり仮に都の見解が文科省に出たとはいえ、ぜひ都市教育長会は、さらに各自治体の意向とか実情をアンケート等で集約していただいて、集めていただければなという気持ちもありますし、それぞれの首長のお考えもきちと把握していかなければいけないかなと、そんな感じを持つわけですが、正直言って、見解が出たという点で若干の無力感はあるわけですが、やっぱりそんな気持ちがあります。

教育長 ご意見をいただいたわけですが、都市教育長会としても、今、岡田委員さんが言われたように、市町村に移譲しますと、自治体間の財政力の格差で、例えば教職員の配置に差が生まれたりとか、そういう懸念は十分あるわけですね。学級編制も今度は市

が独自にやるわけですから、ある市は、例えば35人学級かもしれないし、それは財政力とかそういう点で格差が生まれると。今まで国が給与費の国庫負担を言ってきたのは、いわゆる義務教育の機会均等だとか、義務教育化においては教育水準の維持向上というふうなことで給与も、従前は2分の1だったわけですが、3分の1になったわけですね。

そういうことからいうと、差を生むのでちょっと違うんじゃないかなと。そういう話はあるんですが、移譲するという立場は、地方分権だとか、東京都も確かに異動するにしても何にしても5万人近い教職員をすべて把握しているわけではないわけですね。それと、各市がいろいろ地域の行事だとか何かをやったときに、教職員の参加が、意識が薄いだとか、そういうのは給与負担者と違うだとか、そういうのがあるから、市町村が採用すれば、そういう帰属意識だって生まれるのではないかなだとか、そういう話があります。

ただ、東京都はこの見解を出しましたけれども、他の道府県がどうなるか。特に給与費の負担なんかについては、一説によれば、県によっては給与費を市町村に移譲するというのは反対というのもあるようです。というのは、正直言いますと、給与費まで市町村に行けば、もう県の発言力はほとんどなくなりますよね。何か指導しようとしても、給与も市が負担しているんだと、それで何かやろうとしてもなかなかこれは難しいので、それを手放すということに抵抗があるという意見も多いというふうには聞いています。

ですから、東京都の見解がそのまま国の方でなるかというのは、まだちょっと疑問だなとは思いますが、都としての見解はこういうことが出ましたので。

委員長 確かに、今、東京都だけで我々は論議していますけれども、これが実施された場合に、例えば北海道とか東北の一部の県のように、僻地が多かったり、小規模な町村が多かったりというときには、本当に新たな格差というものがいろんな意味で、財政の格差だけではなくて、教育内容や人事の問題を含めての格差が出てくるわけなので、これがこのまま実施されるかどうかはわかりませんが、大変大きな問題なので、常にこれについては十分関心を持ちながら推移を見守っていかなければいけないなという感じがいたします。

これは、教育長、今、各都道府県の見解が文科省に上がりますよね。その後の取り扱いと、移行するとして、どのような流れになっていくわけですか。

教育長 それはちょっとわからないのですが、文科省に各都道府県から意見が来て何かやろうとするときには、地教行法なりなんなりを改正するわけですね。そのときに、中教審の答申のとおり、中核市等一定のところだけに、それもするじゃなくて、できると

か、どっちでもいいよという規定にするのか、それはちょっとわかりません。国の動向だとか、そういうのをこれから注目していかなければいけないことなのかなと思いますが。

委員長 では、時系列で、例えば何年からとかというようなことはまだ……。

教育長 ええ。ただ、文科省の方針としては、資料の にあるとおり、義務教育の構造改革スケジュールというふうなことで、移譲については、関係団体との協議を踏まえ、平成18年度中に制度改正を行いたいという気持ちはあるようです。

委員長 18年度中に制度改正。

教育長 だから、早ければ秋の国会に改正案を出すとかというのものもあるし、けれども、各都道府県から出てきた意見を見て、拙速にはできないなというふうに判断されるか、それはちょっとまだわかりません。

委員長 というようなくあいですがけれども、これはまたぜひ今後とも話題にはしていかなければいけない問題だと思います。

ほかに何かお考えなりございますか。 それでは、時間もありませんので、きょうは東京都教育委員会が教職員の人事権移譲に関する見解を文部科学省に出したということで、その内容についての説明と、各委員からの意見や感想を含めた協議をしたということにとどめておきたいと思いますが、これでぜひまた今後の推移を我々は慎重に見守っていかなければいけないということで、我々の立場でいえば、市町村教育委員会連合会、同時に教育長は都市教育長会、特に都市教育長会の役割も大きいと思いますので、この教育委員会の中で出た感想なり、意見なりをまたぜひ反映していただければと思います。きょうはそういうところで協議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。 では、以上で日程第3の協議事項を終了したいと思います。

日程第4、報告事項に入ります。

追加案件はございますか。 ないようですので、指導課からお願いいたします。

なお、報告事項1は、学力向上を図るための調査結果で、若干時間をとると思いますので、まず1の報告を受けた後、一たん切っていただいて、そこで質問やら意見やらを述べていただいて、それが終わってから2番から8番までを報告していただく、このように進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

指導課長 平成17年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について、ご報告を申し上げます。若干お時間をいただきます。

本年1月に全都の小学校5年生と中学校2年生を対象といたしました児童・生徒の学力

向上を図るための調査の結果について、去る6月8日に都教委から発表がございましたので、お手元に差し上げてございます資料に沿ってご報告を申し上げます。

資料でございますけれども、1枚目には、私どもから市立小中学校長にあてた授業改善推進プランの作成についての依頼をつけてございます。

2枚目以降が本市の小学校、中学校の結果の概要というふうになってございます。

それでは、ご報告をいたします。まず、本調査でございますが、学力向上を図るための調査ということでございまして、東京都教育委員会が児童生徒の学習の充実、向上に寄与するという目的、また、その結果の分析に基づいた教師の授業改善を目的とする、こういうものでございます。全都の公立小学校1331校の第5学年児童を対象として、国語、算数、社会、理科の4教科、公立中学校645校の第2学年の生徒を対象として、国語、数学、英語、社会、理科の5教科での実施がございました。それぞれについては、学習指導要領に示された学力の観点ごとに出題をされておるということでございます。

昨年度に引き続きまして、本年度も学習に関する意識調査もあわせて実施をされております。

なお、最初に申し上げますが、本調査につきましては、指標となる数値等についての提示はことしもございません。便宜的に全都の平均値というものを比較の対象として申し上げますことをお断り申し上げます。

では、概要を申し上げます。資料の2枚目をごらんください。ここから下にページ数を打ってございますので、ページ数で申し上げてまいりたいというふうに思います。

昨年度、40校、3470名の第5学年の児童が対象でございます。全体といたしまして、各教科の平均正答率は、社会科、理科の2教科については全都平均を上回っておりますが、国語、算数については都の平均値を下回っておるということがございます。

各教科について申し上げます。1ページおめくりをいただいて、2ページ目になります。国語でございますが、平均正答率は全都平均を0.7%下回っております。内容ごと、観点ごとのデータにつきましても、すべての観点で都の平均正答率を下回った結果でございます。特に書くことにつきましては、都の平均値との差が0.9%ほどございます。日常から書くことの指導については工夫をしていくこと、書く目的を意識すること、目的や意図に応じた文章を構成すること、このような課題があろうということを考えます。

おめくりをいただきまして、5ページでございますが、算数の結果でございます。平均正答率は全都を0.6%下回っております。内容ごと、観点ごとに見ますと、内容ごとでは

図形が全都平均を上回っております。量と測定が同率、観点ごとに見ると、知識・理解の部分が同率である以外は、すべての観点において都の平均値を下回っておるという結果でございます。

6ページでございますけれども、特に観点ごとのデータで、考え方という観点でございますが、都の平均値も50%を割っておる、そういう観点ですけれども、その都の平均値からまたさらに3.1%下回るという結果でございます。考える活動を大切にしていける授業、これを心がける、多面的にいろいろな考え方を出しながら、よりよい解決方法を見出すというような授業の工夫ということ課題としてまいらなければいけないというふうに考えるところでございます。

またおめくりをいただきまして、8ページでございます。社会科でございますが、平均正答率は都平均を0.5%上回っております。内容ごと、それから観点ごとに見ましても、すべて都の平均を上回っておるか、ほぼ同等の結果ということでございます。特に社会事象への関心・意欲・態度、この観点について申し上げれば95.2%という結果でございます。今後、資料を関連させて社会事象の意味、あるいは特色をとらえる、そういうものを指導法の改善という形で課題としてまいりたいというふうに考えております。

また、1枚おめくりいただいて、10ページには、理科の結果でございます。平均正答率は全都を0.4%上回っておったわけですけれども、内容ごと、観点ごとでは、内容のうち、生物とその環境が0.1%、観点のうち、関心・意欲・態度、それから技能・表現がともに都平均を0.2%ほど下回っておるところです。そのほかの観点については上回っておるところでございます。

しかしながら、観点ごとのうちの科学的な思考というところをごらんいただくと、都の平均が68.7%で他の観点と比べても低いわけでございますけれども、本市においても科学的な思考という観点については低い値を示しておるところでございます。これまでも観察・実験を重視した授業展開というものの、過程や結果について話し合う活動の導入というようなことを指導してまいっているところでございますけれども、このような取り組みをさらに充実させて、科学的な考え方、知識・理解の確かな定着というものをさらに図ってまいりたいというふうに考えております。

おめくりをいただいて、中学校の1ページということになるわけでございますが、中学校の結果が次からでございます。20校、2729名の生徒が対象でございます。全教科で都の平均値を上回る結果がございます。

教科別に申し上げます。1枚おめくりをいただいて、中学校の方の2ページ、国語でございます。平均正答率は都を0.9%上回っておるところでございます。観点ごとには、昨年と同様でございますけれども、関心・意欲・態度が都の平均を下回っておりますが、そのほかは上回っておるところであります。図書館あるいはインターネット等の活用による情報収集、こういうものを通じて物の見方や考え方、そういうものを深めようとする学習意欲、態度、このようなものを高めていきたいというふうに考えております。3ページ、4ページ、5ページまで国語がございます。

6ページをごらんください。数学でございます。全都の正答率を0.5%上回っております。特に数学的な物の見方や考え方、数学的な表現・処理という観点、これらは全都でも63.4%あるいは67.9%という結果でございますけれども、具体から抽象へと見方や考え方を深める指導の工夫や基礎的な概念、原理、法則を理解させて定着を図る指導の充実、こういうものを課題として考えております。7ページ、8ページが数学の続きでございます。

9ページに英語がございます。平均正答率は都を1.9%上回っております。内容ごと、観点ごとに見ていただきますと、コミュニケーションへの関心・意欲・態度が全都の平均を下回っておりますけれども、それ以外はすべて上回っておるところでございます。コミュニケーション活動を通して、日常生活でも英語を使っていくことができるような、そんな指導法の工夫というものを考えてまいりたいということを思っております。

12ページに社会科がございます。全体で都平均を1.1%上回っております。内容、観点、すべて都平均を上回っております。特に観点のうちの関心・意欲・態度、91.5%ですけれども、これが中でも高い値を示しております。こうした高い関心とか意欲とか、こういうものを生かした教材開発、指導法の工夫ということを今後の課題としてまいりたいというふうに考えております。

もう1枚おめくりいただいて、15ページ、理科がございます。これも都の平均正答率を1.3%上回りました。内容、観点、すべて都の平均を上回っておるところでございます。観察・実験を基本にした授業の重視、技能の確実な定着、科学的思考、知識・理解の向上を図っていくことを課題としてまいりたいというふうに思っております。

以上、雑駁でございますけれども、結果のご報告をさせていただきました。こうした分析をもとにいたしまして、各学校ではそれぞれの学校ごとに自校の調査結果をさらに分析して授業改善に生かしてまいりたいということでございます。改善プランにつきましては、1

枚目にございますように、市立の全小中学校から9月に報告を受ける、このような予定で
ございます。

委員長 ありがとうございます。

学力向上を図るための調査の結果について、大変詳細に分析をされた、その結果を今説
明を受けたわけですけれども、時間が少し押しておりますので、これからおおむね10分の
範囲で質疑をしたいと思います。ただいまの指導課長の説明で何か質問等ありましたらお
願ひします。

井関委員 全体的なことですが、小学校は平均並み、中学校は都よりいい、ここは
大変難しい問題かもしれませんが、なぜ中学校はよくて、小学校は平均並みかなというの
は理由は出ているんですか。

指導課長 分析をしておる経過の中では、明らかな小学校における理由、それから
中学校における理由というものがいまだ確実に把握をされていない。申しわけございませ
んが、このように答えさせてください。

井関委員 そんなに簡単にわかることではないかと思ひますので、もしわかればと
いうことです。

もう1つですが、同時に学習に関する意識調査というのがされていると思ひますけれ
ども、新聞では、楽しくてよくわかると、正答率が高いというようなことを言われていま
す。学校だよりに早寝、早起き、朝御飯、それとの関係も都全体では出ているとありま
す。こういうような基本的な生活習慣と正答率の関係みたいなものは、学校ごととか町田市
ごとにはわかるんですか。

指導課長 データがございますので、集計をすればわかります。

井関委員 では、各学校ごとは、うちの学校はちゃんと朝御飯を食べてきているか
らいいとか悪いとか、そういうことはある程度はわかるわけですね。

指導課長 各学校においてはわかると思ひます。

井関委員 ありがとうございます。

岡田委員 中学校で、特に町田市で見たときに、中学でも理科なんですけれども、
これはやっぱり町田市で一生懸命やっています科学教育センターの成果が出ているという
ふうには評価されていますか。私は出ているのではないかなというふうには思ひますけれ
ども、その辺のところは……。

指導課長 子どもさんの状況もあると思ひますけれども、先ほど井関委員のお話に

もありましたが、教員の指導、研修という要素もございますので、大きな影響はあろうかと思いますが、やはり科学教育センターだけではないと思います。

岡田委員 もう1点よろしいですか。都でも町田市でも同じことなんですけれども、今の子どもは考え方というのが非常に弱いと。思考のところが弱いということなんですけれども、小学校では比較的マニュアル化された指導で、こういうふうにするんだよ、ああいうふうにするんだよということでもいいと思うのですが、それが小学校で低いのがそのまま中学校の成績でも低い。設問の内容を見ていないので何とも言えないのですが、やはり中学校になったら考え方が伸びているような、そういった教育に取り組んでいただかないと将来が危ないなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

指導課長 ご指摘のとおりだと思います。やはり考え方というのは、その根底に言語があるわけですから、国語の力等についても読む、あるいは書く、表現するというようなところについて指導をさらに深める、効果的にするということもあわせて取り組んでまいりたい、このように考えております。

委員長 私の方から指導課長に質問なんですけれども、もともとの学力向上を図るための調査結果がいつでしたか新聞にも出て、その段階で定例の教育委員会で質問しようと思ったことが幾つかあったのですが、ただいまの課長の説明の中で大部分が了解できたので、それはいいんですけれども、まず1つは、この調査結果を教育委員会指導課としてはどう受けとめたか。それを今後の授業力改善プランにどのようにまた生かしていくかというあたりも、今のお話の中でわかったわけなんですけれども、授業改善推進プランを8月下旬をめどに作成すると。そして、それを9月の保護者会や学校説明会等で説明する。まずこれを受けての対応だと思うのですが、この授業改善推進プランというのは昨年度も小中全校で作りしましたよね。それをご論議いただいて、大変大部なもので各学校の取り組みのぐあいがよくわかるわけなんですけれども、1つ質問は、この授業改善プランというプランというのは、その当該年度内におけるプランなのか、ある程度長中期的なプランなのか、そこらあたり、どのようにお考えなんでしょうか。

指導課長 基本的には、その当該年度の、いわゆる学力調査に基づいた課題を洗うわけですから、次年度に向けての短期的なプランということにはなりませんけれども、当然学校においては長期的なスパンも持つわけですから、それが長期的な計画の中での位置づけを明確にして、特にことしの取り組み状況はこれであるという位置づけで作成をする、

このことが容易というふうには考えておりますし、そのように学校の方にも話していきたいと思っております。

委員長 授業改善プランといっても簡単にはつくれないので、それぞれの学校の子どもたちの学力の実情とか、生活習慣の実情、実態とか、いろんなことを加味してつくるのだと思うので、簡単にできるものではないのだけれども、9月の保護者会や学校説明会で説明して、即実施するとすれば、年度の半分がもう終わっているわけですね。つまり10月はもう年度の後半になりますよね。そういったときに、その成果といいますか、それがどの程度そこで生かされるのか、今、課長の説明では、ある程度次の年度を見越して、あるいはその先の年度を見越してということも当然あると思いますけれども、授業改善推進プランというのは、そういう意味では当該年度における各学校の取り組みの中でかなり重要なものだと私は受けとめておりますので、今回、学力テストの結果を踏まえてつくったという実情もあるかもしれませんが、もう少し当該年度の教育活動の中で早目に生かせるような方策も、今後課題として取り組んでいかなければいけないかなという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

指導課長 5年生がやるわけですから、その5年生がいわゆる学力調査をして、その次の年に6年生として同じ調査をするわけではございませんので、学校としてのそのとき、その年の課題というものが出てくるわけですから、学校全体の改善の取り組みですので、委員長ご心配の向きは、当然次の年にも生かした指導をしてまいるといふふうに私どもは受けとっておりますし、学校もそのようにつくっておるといふふうに了解しております。

委員長 それから、きょうは報告事項で短期間の間にこれだけ詳細な分析と考察をされたので、これはこれで時間がかかったことだし、特に指導主事の皆さんは大きなエネルギーを使われたと思うので、それについては敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでした。

定例教育委員会の場で、我々もこれについてはかなり関心を持っておりますので、新聞でも報道されておりますし、今後、市の教育委員会としてはどのようなということの関心も中にあります。

先ほど申し上げたように、おおむね10分の範囲でということでしたので、ここでとめたいと思いますが、よろしいですか。これについては、また随時、指導課あるいは担当の指導主事の方々に質問なり、お考えなりを述べていただければと思います。

岡田委員 一言だけよろしいですか。9月に学校説明会などでこうした授業改善推進プランを説明されたときには、あわせてもし保護者の方の希望などがあれば、その場で意見を聞いてこられるような形をとっていただけるように要望をお願いいたします。

委員長 それでは、ひとつ要望として受けとめていただきたいと思います。

それでは、報告事項2から順にお願いします。まず、社会教育課から3つ、一括してお願いします。

社会教育課主幹 2006夏休み子どもフェアについてご報告いたします。

お手元のリーフレットをごらんください。

表紙にありますように、今年度も子ども生活部児童青少年課と連携して、夏休み期間中の子どもたちを対象として行う事業の情報を集めて、有意義な夏休みを過ごせるよう、リーフレットを作成いたしました。本年で7年目を迎えます。7月11日を配布していただくめどに、今、製本を進めております。公立小学校40校の全生徒に配布し、中学校へも希望者が手にとれるような形で置いていただくようお願いしてあります。作成部数については3万部を作成予定でございます。リーフレットの作成につきまして、町田市文化・国際交流財団とことしも連携しまして、表紙の裏表、カラー印刷のページは町田市文化・国際交流財団の予算で作成して、それ以外のページにつきましては庁内印刷で作成しております。

1枚おめくりいただきますと、今年度は、町田市青少年健全育成都市宣言の40周年に当たりますので、この宣言文を1ページ目に掲載して周知を図っております。

2ページ以降は、子ども向け事業としまして、約130事業を掲載しております。

なお、夏休み子どもフェアのオープニングイベントについて、ひなた村を会場にして実行委員会方式で開催しております。「子どもも大人もあそびもまちだ展」、これにつきましては、7月23日、10時から行う予定であります。

社会教育課長 自由民権資料館の2006年度の企画展についてご報告します。

自由民権資料館はことし開館20周年を迎えますので、今まで寄贈されたもの、あるいは寄託された史料の中で余り展示してこなかったものを中心に、「収蔵史料展」を前期、後期に分けまして2回開催いたします。1回目は7月29日から9月10日、2回目は9月23日から11月5日といった日程になっています。

展示構成は8つの展示構成で内容を変えまして行います。町田の地域史料の展示が期待できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

広報につきましては、7月21日号の広報で、ポスター、チラシは来週にはできますので、でき次第お渡ししたいと思います。

次に、国の重要文化財の指定についての報告です。

新聞報道等でお知らせしておりますけれども、本年6月9日付で文部科学大臣から、町田市に在住の黒川清さんの所蔵の銀板写真が国の重要文化財に指定されました。今回、教育委員会を通じて、ご本人に指定書をお渡ししまして、ごあいさつをいたしました。

内容につきましては、資料の3枚目でございますが、黒川嘉兵衛像という、2段目のところですが、黒川嘉兵衛さんというのは、いわゆる幕末に浦賀奉行の支配組頭としてペリーとの交渉に当たりまして活躍された方です。写真につきましては、外国の方が日本国内で日本人を撮影しました現在確認される現存最古の写真の3枚のうちの1枚ということで、極めて貴重であるということで国の重要文化財に指定されました。

資料そのものは、現在、日本大学の芸術学部の写真学科に寄託されておりますので、公開対象にはなっておりません。

図書館副館長 文学館の建設工事の完了及び開設準備担当の事務所移転についてご報告いたします。

一昨年の着工以来、曲折がございましたけれども、文学館、この5月29日に無事完了いたしましたして、6月1日に引っ越しもいたしました。新しい文学館の連絡先等は資料にお示ししたとおりでございます。委員の皆様の見察等につきましては、また別途調整をさせていただきたいというふうに考えております。

博物館副館長 博物館からは、3月28日から5月21日まで開催しました「陶磁のこま犬百面相 - 愛知県陶磁資料館コレクション展」の結果報告をいたします。

開催中に総入館者数3075名をいただきました。

開館日数が44日、1日平均が69.89人になります。なお、3月中の3日間は、この数字から除外されています。

次に、「星空にあこがれて展」の開催要項についてご説明いたします。

展覧会名称「星空にあこがれて - プラネタリウムと天体望遠鏡 - 」、2006年7月25日から8月31日まで開催を予定しております。

展覧会の趣旨としては、まず、博物館に星空を投影することをメインといたします。これに付随しまして、天体観測の最先端の技術をご紹介、また、それに関連しまして、近代以前の天文学をご紹介いたします。また、こういった科学的な側面に対して、もう一つ、

神話とか占い、占星、そういったものをテーマに取り上げます。

関連して、日本の星の文学研究者として著名な野尻抱影、これは大佛次郎の弟になりますけれども、その関係の資料などを展示いたします。

期間中には、関連いたしましてさまざまなイベントを予定しています。例えばこれは組み立ても含めてですが、プラネタリウムの解体ショー、それから天体望遠鏡の制作、七夕の会、昼間の星空観望会、そんなことを予定しております。

印刷物については、ポスター500枚、リーフレットを3万枚、このリーフレットについては2万5000枚を市内の小中学校生徒さん全員に配りたいと思っております。

担当は当館学芸員の佐藤浩子になります。

国際版画美術館主幹 2006年度展覧会の観覧状況で、「ケーテ・コルヴィッツ展」の結果報告をいたします。

展覧会は4月15日から6月11日の期間、50日で開催いたしました。有料入館者数は4591人、無料入館者は1821人の計6412名の方が入館されました。

また、同時に行われた「『ドイツの版画』 - コルヴィッツの時代展 - 」、常設展の53日間で5835名の方が入りました。カタログ等は期間中に完売という形になっております。

委員長 以上、2番から8番までの報告について、質問、その他はございますか。よろしいですか。 では、以上で報告事項を終了いたします。

それぞれの報告、ありがとうございました。

指導課長 1点ほどお知らせをしたいことがございます。

6月25日の日曜日でございますが、東京都中学校テニス選手権大会が催されました。その大会に町田市立町田第三中学校のテニス部が出場いたしました。男子団体の部で三中学が優勝をいたしました。昭和56年度以降、東京都の公立中学校が優勝したというのは、これが初めてだということでございますので、お知らせをいたします。

委員長 ありがとうございました。

では、以上で第4回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会